

2022年3月9日

各位

株式会社 bitFlyer

## トラベルルールへの対応に伴う暗号資産（仮想通貨）の外部送付について

いつも bitFlyer をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社は 2022 年 3 月 28 日より、トラベルルールへの対応に伴い、新たにお客様が暗号資産の外部送付を行う際に、受取人に関する情報の取得・保存を開始いたします。詳細は以下をご確認ください。

- **トラベルルール対応開始のタイミング**  
2022 年 3 月 28 日  
※ 対応開始日時は変更になる可能性があります。  
※ 日本暗号資産取引業協会（JVCEA）で定めるトラベルルール等の新しい自主規制は 2022 年 4 月 1 日から適用となります。詳細は[こちら](#)をご確認ください。
- **対象となるお客様**  
すべてのお客様（個人・法人）
- **新たに取得・保存する情報**  
お客様が暗号資産の外部送付を行う際に下記情報を新たに取得し保存いたします。
  - ▶ 受取人情報
    - ◇ 受取人が送付依頼人本人か否か、送付依頼人本人でない場合は受取人の氏名（法人の場合は名称）に関する情報
    - ◇ 暗号資産交換業者等の名称

### トラベルルールとは？

トラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールです。  
このルールは、FATF（金融作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF 基準）において、各国の規制当局に対して導入を求めているものです。

### トラベルルールの目的は？

テロリストその他の犯罪者が自由に電子的な資金移転システムを利用することを防ぎ、不正利用があった場合にその追跡を可能とすることを目的とするものです。

ご参考

- 金融庁：暗号資産の移転に際しての移転元・移転先情報の通知等（トラベルルール）について <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210331.html>
- JVCEA：当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ <https://jvcea.or.jp/news/main-info/20220301-001>

今後とも bitFlyer をよろしくお願ひします。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報担当

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/contact>